

総務省地域自立応援課の事業について (地域おこし協力隊、地域活性化起業人、 特定地域づくり協同組合制度)

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

○地方財政措置：＜特別交付税措置：R7＞

・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限

・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限

・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等

・地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限(報償費等：350万円、その他活動経費：200万円)

・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限

・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者 1 人あたり100万円上限

・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）

・外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）

※このほか J E Tプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、地域要件を緩和（R7～）

地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

直近5年に任期終了した隊員については、**およそ69%が同じ地域に定住**
※R6調査時点

※R6調査時点

地域

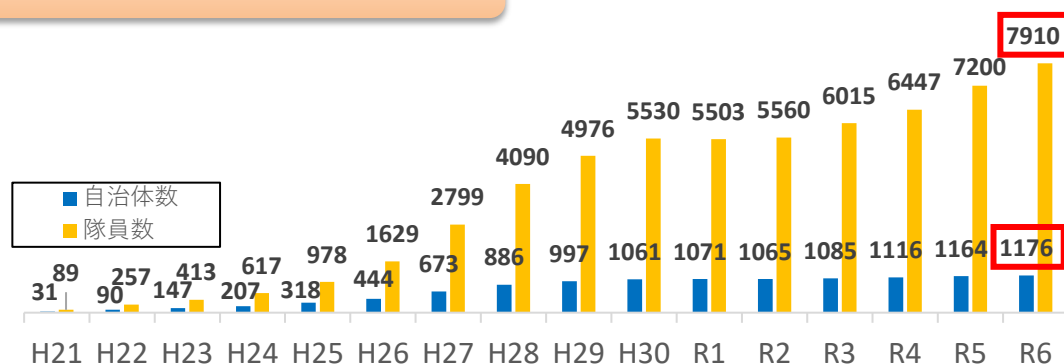
- 斬新な視点（ヨソモノ・ワカモノ）
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組自治体数の推移

⇒ 令和8年度に10,000人を目標



隊員の約4割は女性

隊員の約6割が20歳代と30歳代

直近5年に任期終了し定住した隊員については、**およそ46%が起業**※R6調査時点

地域おこし協力隊活動事例

宮崎県宮崎市 濱田 彩華

前職:理学療法士 活動時期:R5.9～

デジタル

【協力隊に応募したきっかけ】

- ・地元宮崎市の地域活性化の為に、何かしたいと考えていたところ、地域おこし協力隊を知った。
- ・年配者とコミュニケーションを取ることに慣れており、これまでの経験が生かせるのではないかと思い応募。

【活動内容】

- ・自治会の持続的な運営のためのデジタル化
→自治会の公式LINEを導入するための説明会
→収支予算書や決算書作成のためのエクセルの活用方法、Googleフォームを使用した日程調整の方法等を自治会へ説明



秋田県横手市 北野 泰之

前職:会社員 活動時期:R6.4～

農業

【協力隊に応募したきっかけ】

- ・前職のビール製造業で関係を築いた日本産ホップの産地である秋田県（横手市・大館市）でのホップ文化継承に少しでも貢献したいと思い応募。

【活動内容】

- ・新規参入者や外部の方向けのホップ栽培マニュアル作成
→技術継承や発展のため気象データや生育状況との関連性も探求
- ・ホップ文化の危機及び魅力についての啓蒙活動
- ・ホップ及び生産地のブランド化推進



熊本県人吉市 坂東 祥龍

前職:造園業 活動時期:R6.7～

事業承継

【協力隊に応募したきっかけ】

- ・人吉市を観光し「球磨川くだり」に乗船した際に、水害後ほとんどの船頭が辞めてしまい今後続けられないかもしれないことを聞き、自分にも何かできることはないかと考えていたところ、地域おこし協力隊の募集を見つけた。

【活動内容】

- ・操船練習、操船に必要な基本的知識や船の構造、ある程度の修理方法の習得
- ・出航に備えた積み下ろし作業、乗船受付や案内、乗船説明、人吉球磨地域の観光案内



広島県 安芸高田市

(ホアン グエン)

HOANG NGUYEN

前職:介護福祉士 活動時期:R5.9～

多文化共生

【協力隊に応募したきっかけ】

- ・協力隊になる以前、安芸高田市で技能実習生として働いていたことがあり、優しく接してくれた市の住民に「大恩返し」をしたいと思っていた。市がベトナム人コミュニティ構築を目的に協力隊員の募集をしていると聞き、躊躇なく応募。

【活動内容】

- ・ベトナム及び東南アジア外国人住民の支援
→Facebookコミュニティの管理、悩み相談
市役所窓口に来る実習生の通訳・翻訳、日本語学習支援
- ・多文化共生・国際交流イベントの実施



地域おこし協力隊の推進に要する経費

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和6年度は7,910人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げている（デジタル田園都市国家構想総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、**情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組**により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出する。**

制度周知・隊員募集

■戦略的な広報の取組強化

拡充 インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施する取組を強化し、隊員のなり手の更なる掘り起こしおよび応募者と自治体のマッチング強化を行う。

■課題を抱えている自治体に対する伴走支援

- 地域おこし協力隊の活用を検討する地方公共団体へ地域おこし協力隊の知見・ノウハウ等を有するアドバイザーを派遣することにより、伴走支援を行う。

■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

● 地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。



隊員活動期間中

■「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

- 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、令和6年度中に立ち上げた会員専用の情報共有・交流プラットフォームを活用し、情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援等に取り組む。
- 各地域における、協力隊経験者等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

■「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

- 隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

■各種研修会等の実施

- 初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。
- より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。



- 拡充** 隊員の起業・事業承継等を支援するため、「起業・事業化研修」等の取組を強化し、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等の充実を行う。

任期後

起業・定住

地域への
人材還流を
促進！



地域活性化起業人のマッチングプラットフォーム

令和7年10月初旬リリース予定！！

地域活性化起業人制度の更なる推進のため、自治体や企業、副業に関心のある個人等が、それぞれ、抱える課題や来てもらいたい民間のスペシャリスト人材、自らが提供できるソリューションを登録し相互に交流できる場を構築します！

自治体

民間のスペシャリスト
人材を活用したいニーズ

- 民間企業や退職した個人の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用して地域の課題を解決
- 外部の視点・スピード感覚で取組を展開

マッチング プラットフォーム

自治体や
企業、個人が、
それぞれのニーズを
事前登録



起業人募集

ソリューション提案

企業や副業に関心のある個人等

多彩な経験による人材の育成、
企業の社会貢献、新しい地域との
関係構築などのニーズ

- 民間企業の社会貢献
- 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

マッチングプラットフォームを活用したマッチングのステップ

自治体側の流れ



Step.1 制度活用に向けた検討

抱える課題を明確にしたうえで、地域活性化起業人制度の活用を検討。



Step.2 起業人募集登録

起業人に解決してほしい自治体の課題や求めるスキル・ノウハウ等の情報をプラットフォームに掲載。



Step.3 起業人募集やソリューションへの応募

マッチングプラットフォームに掲載された情報を検索。
関心のある、起業人募集やソリューションへプラットフォーム上で応募が可能！



Step.4 応募した相手とのやりとり

プラットフォーム内で、応募した相手とチャットでやりとりが可能！
面談等に向けての出発点の場として活用。



Step.5 面談等→協定締結・派遣開始(プラットフォーム外)

面談や打ち合わせを重ね、合意に至ったら、協定締結し、派遣を開始。

企業・副業人材側の流れ

Step.1 制度活用に向けた検討

社会貢献や社員等のキャリアアップなどを考え、地域活性化起業人制度の活用を検討。



Step.2 ソリューション登録

企業や個人のスキルや強み、派遣可能な任期等の情報を、プラットフォームに掲載。



地域活性化起業人オンラインマッチングセミナーのご案内

総務省
主催

地域活性化起業人 オンラインマッチングセミナー

令和7年
11月11日(火)
※参加費無料

内容・目的

本イベントでは自治体と企業※のご担当者様を対象に、
 地域活性化起業人の制度概要説明や10月初旬に運用開始予定の
 地域活性化起業人マッチングプラットフォームの説明を行います。
 またご希望の方は自治体・企業のご担当者様との
 マッチング相談会にご参加いただけます。



※ 副業型での応募を検討している社員の方や
シニア型での応募を検討している企業退職者の方を含みます。



開催日時・開催形式

令和7年11月11日(火)
14時00分～17時00分
※オンライン開催(Zoom)・参加費無料

参加者

- 地域活性化起業人制度について理解を深めたい
- 地域活性化起業人制度の活用を具体的に検討している
- ① 自治体のご担当者
- ② 企業のご担当者
- ③ 副業に関心のある個人の方等

プログラム

第1部
「地域活性化起業人制度活用セミナー」
第2部
「自治体×企業マッチング相談会」
の2部構成となっています。

- プログラム全体への参加
- 第1部のみの参加
- 第2部のみの参加

※ 第2部「自治体×企業マッチング相談会」のみの参加は受け付けておりません。

申込方法・申込期限

下記のQRコード
またはURLから
お申込みください。



第2部「マッチング
相談会」への参加を
希望される方
→10月10日(金)〆切

それ以外の方
→11月4日(火)〆切

https://forms.office.com/r/8PedVdw5vp

※ 第2部「マッチング相談会」に参加される方は
申込期間が短くなっておりましてご注意ください。

地域活性化起業人活用セミナー

制度概要についてのご説明、活用事例のご紹介、
プラットフォームのご紹介を行います。
地域活性化起業人制度について理解を深めたい
方におすすめです。

自治体×企業マッチング相談会

自治体のご担当者様による起業人募集のプレゼン
の後、個別のブレイクアウトルームを利用し、
自治体・企業のご担当者様等と相談をしていただ
くことができます。
地域活性化起業人制度の活用を具体的に検討
している方におすすめです。

お問い合わせ先

【セミナーの開催や申込み等に関すること】
三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
政策研究事業本部 持続社会部・産業開発部
担当: 境・大谷・山本 メール: mic-kigyoujin@murc.jp

お問い合わせ先

【地域活性化起業人制度に関すること】
総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課
担当: 仁木・大城・谷地 電話: 03-5253-5392
メール: chikikasseika1@soumu.go.jp

総務省
主催

地域活性化起業人 オンラインマッチングセミナー

令和7年
11月11日(火)
※参加費無料

地域活性化起業人制度について

地域活性化起業人制度とは、都市部に所在する企業等が協定書に基づき
 社員を地方自治体に一定期間派遣し、自治体の魅力向上を図る取組の即戦力として
 社員が専門的な知見を活かしながら業務に従事することで地域活性化を図る取組です。
 起業人の数は年々増加し、令和6年度は871人と過去最高を記録しています。

さらなる制度の拡充に向け、令和7年度からは以下のような変更等を行っています。

- 企業退職後のシニア層の活用も可能とする「地域活性化シニア起業人」を創設
- 三大都市圏外の指定都市・中核市・県庁所在地に所在する企業の社員等を対象に追加
- 起業人を募集する自治体と企業や副業に関心のある個人等のマッチングを促進する
仕組みである「地域活性化起業人マッチングプラットフォーム」の構築
(10月初旬リリース予定)



セミナープログラムの詳細 (予定)

時間	内容	所要時間
◇ 第1部 地域活性化起業人制度活用セミナー		
14:00～14:10	ご挨拶 制度と本イベント趣旨のご説明	10分
14:10～14:25	制度活用事例のご紹介①	15分
14:25～14:40	制度活用事例のご紹介②	15分
14:40～14:50	地域活性化起業人マッチングプラットフォーム についてのご説明	10分
◇ 第2部 自治体×企業マッチング相談会		
15:00～15:05	相談会の進め方のご説明	5分
15:05～15:40	自治体による起業人募集プレゼンテーション	35分
15:45～17:00 (休憩時間を含む)	ブレイクアウトルームによる 自治体×企業ご担当者様の相談	15分×4セット

※プログラムは都合により多少の変更が生じる可能性がございます。あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

【セミナーの開催や申込み等に関すること】
三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
政策研究事業本部 持続社会部・産業開発部
担当: 境・大谷・山本 メール: mic-kigyoujin@murc.jp

お問い合わせ先

【地域活性化起業人制度に関すること】
総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課
担当: 仁木・大城・谷地 電話: 03-5253-5392
メール: chikikasseika1@soumu.go.jp

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R 8 概算要求額：7.6億円
(R 7 当初予算額：5.6億円)

※内閣府予算計上

PR動画は
こちら→



地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保する必要があるが、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る

事業背景

人口急減地域において

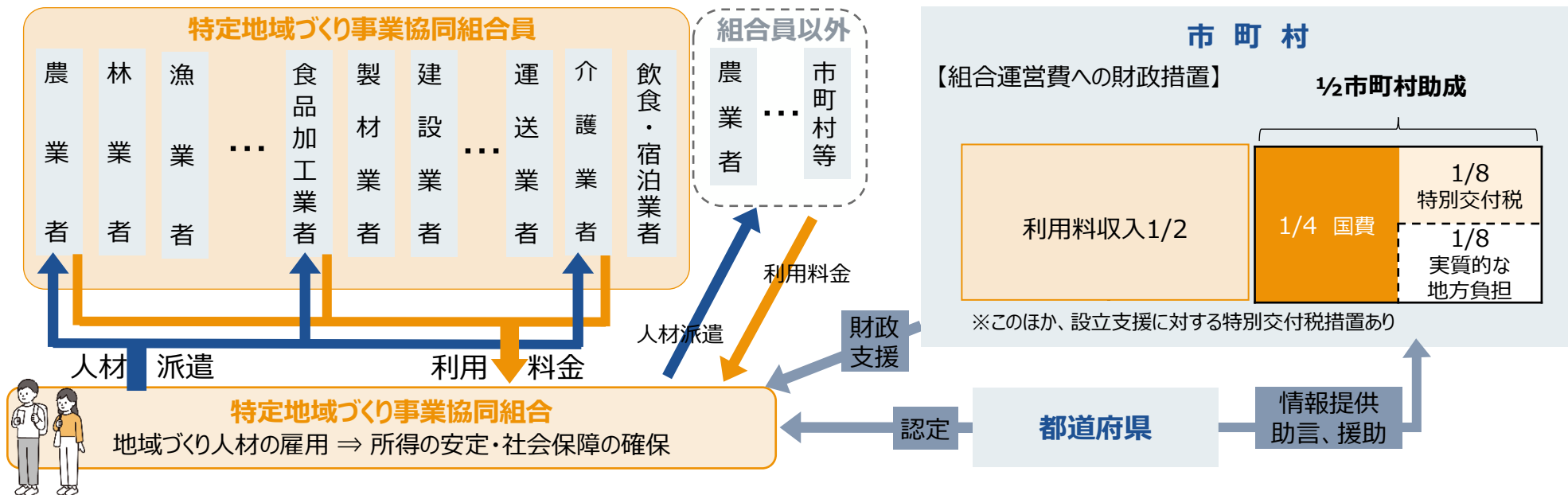
- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

- 対 象 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- そ の 他 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和
（員内利用の20%まで → 市町村等への派遣に限り、員外利用規制を員内利用の50%まで緩和）

取組内容

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保



特定地域づくり事業協同組合制度の財政支援

1. 組合運営費に対する財政支援（認定後）

国庫補助

- ・組合運営費の1/2の範囲内で公費支援（国1/2、市町村1/2）
- ・対象経費は、「派遣職員人件費」及び「事務局運営費」
- ・令和7年度予算額 5.6億円（前年度同額）
- ・制度の健全な運用を確保するための仕組み
 - ①複数の事業者への職員派遣
派遣職員の一の事業者での労働時間は総労働時間の8割以内
※8割超となる派遣職員の人件費は全額が交付金の対象外
 - ②労働需要に応じた職員の確保
派遣職員の稼働率が8割未満の場合は上限額を稼働率に応じて漸減

特別交付税措置

- ・特定地域づくり事業推進交付金に係る事業の実施に伴って負担する経費（措置率1/2）

< 1 組合当たりの運営費（通年ベース） >

（例）派遣職員6名の人件費及び事務局運営費 3,000万円

利用料収入 1/2【1,500万円】		市町村からの助成 1/2【1,500万円】		組合
特定地域づくり事業 推進交付金 1/4 【750万円】		特別 交付税 1/8 【375万円】	実質的な 地方負担 1/8 【375万円】	市町村

対象経費上限額
派遣職員人件費
400万円／年・人
事務局運営費
600万円／年

地 方
負担額の
1 / 2

実質的負担は
市 町 村 の
助成額の1 / 4

2. 組合設立に対する財政支援（認定前）

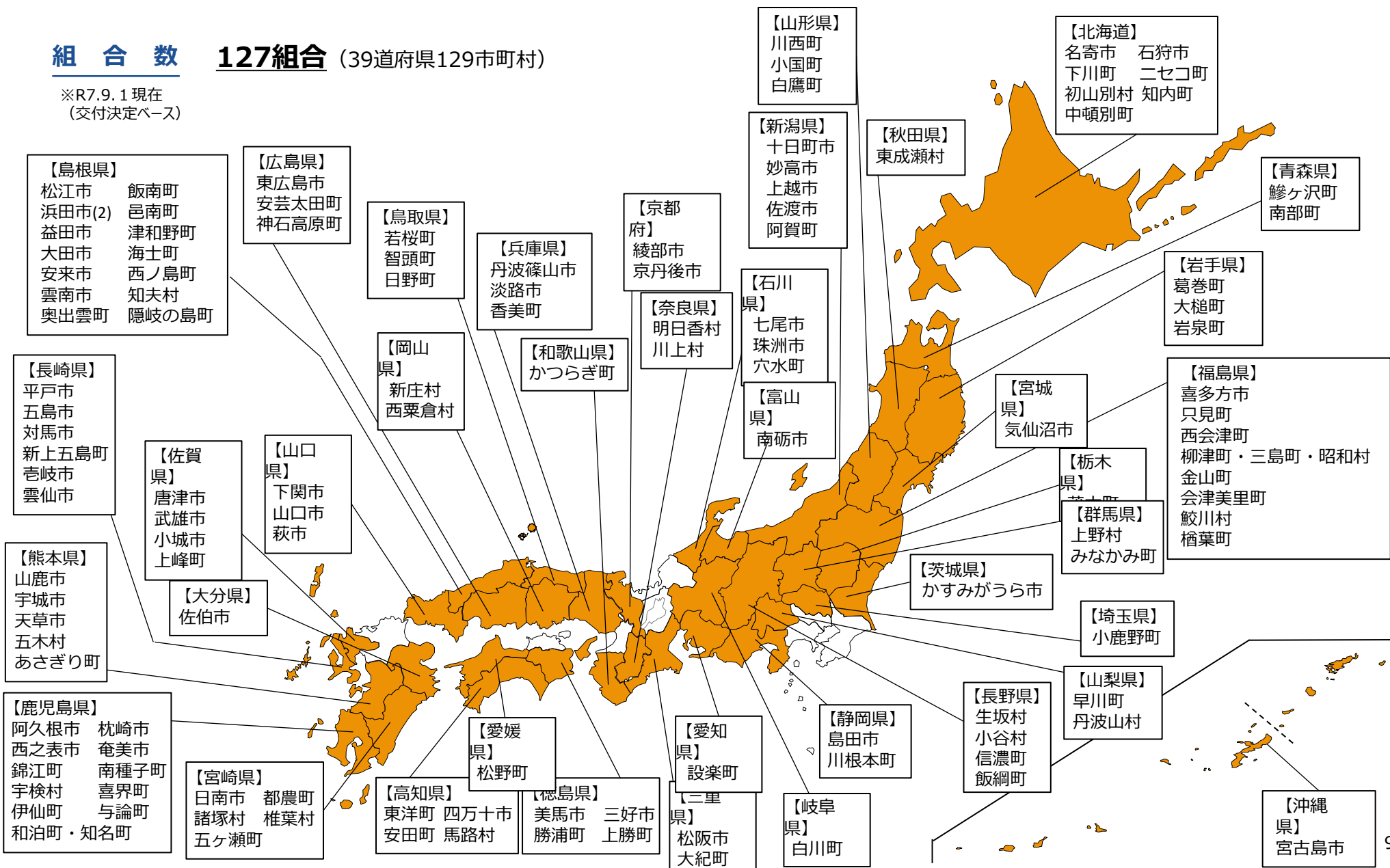
特別交付税措置

- ・組合への設立支援に関する地方単独事業の実施に要する経費（措置率1/2・対象経費上限額300万円）
 - ①設立時の財産的基礎形成への支援（寄付金等）
 - ②設立準備への支援（調査、登記、施設改装、設備、アドバイザー等）
- ※ただし、対象年度は組合設立年度に限る。

特定地域づくり事業協同組合 認定状況

組 合 数 **127組合** (39道府県129市町村)

※R7.9.1現在
(交付決定ベース)



特定地域づくり事業推進法の一部改正の概要

1 市町村への派遣に係る員外利用規制の緩和（令和7年7月1日施行）

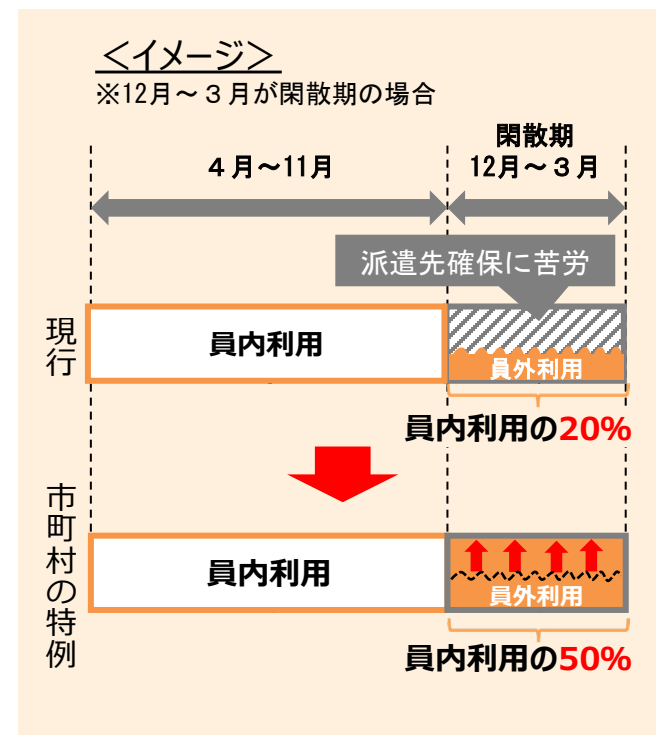
市町村と組合のニーズの一致

- ✓ 市町村…直営施設(スキー場など)やイベント時期などの**人手不足**
- ✓ 組合…**閑散期**(農閑期など)の**派遣先**確保による雇用増

しかし、市町村への派遣には制約あり(中小企業等協同組合法)

- ✓ **市町村**は**組員**になることができない
 - ✓ 組員以外の利用(**員外利用**)は員内利用の**20%**まで
- ⇒ 組合・市町村から、市町村への員外派遣について、規制緩和の要望

市町村への派遣に限り、員外利用規制を員内利用の**50%まで緩和**



2 内閣府の事務の期限延長（令和7年3月31日施行）

弾力的な予算対応のため、内閣府で予算確保等の事務を行う仕組み(令和7年3月31日まで)

- ⇒ 今後も組合数の増加が見込まれるため、引き続き弾力的な予算対応が必要

内閣府の事務の期限を**5年延長**（令和12年3月31日まで）

特定地域づくり事業協同組合制度のPR動画について

総務省では、特定地域づくり協同組合制度のPR動画を作成しました。
総務省WEBサイトで公開中です。
制度についての詳しい説明も掲載しています。
ぜひご覧ください！

制度編では、制度概要を紹介しています

- ・新たに担当になった方
 - ・組合を管轄する市町村職員の方
 - ・実際に組合として活動している方
 - ・組合を立ち上げる事業者の方
- にぜひご覧いただきたい内容になっています。

組合編では、実際の組合の方、事業者の方、派遣職員の方の生の声をお届けしています！

PR動画・制度概要はこちらから！
市町村や、市町村を通じて事業者の方にも是非周知をお願いします。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyoku.html



[総務省トップ](#) > [政策](#) > [地方行政](#) > [地域力の創造・地方の再生](#) > 特定地域づくり事業協同組合制度

地域力の創造・地方の再生

▶ [地域力の創造・地方の再生](#)

▶ [地域おこし協力隊](#)

▶ [地域活性化起業人](#)

▶ [ローカル10,000プロジェクト](#)

▶ [ローカル企業家支援制度](#)

▶ [特定地域づくり事業協同組合制度](#)

▶ [地域運営組織](#)

▶ [移住・交流情報ガーデン](#)

▶ [関係人口](#)

▶ [ふるさとワーキングホリデー](#)

▶ [お試しサテライトオフィス](#)

▶ [山漁村交流プロジェクト](#)

▶ [地域人材ネット\(地域力創造アドバイザー\)](#)

▶ [地域企業人材支援事業](#)

▶ [人の流れの創出した効果的移住推進策事例集](#)

▶ [エネルギーインフラプロジェクト](#)

▶ [地域づくり大賞](#)

▶ [地域力創造](#)

▶ [地域力創造](#)

▶ [地域力創造](#)

▶ [地域力創造](#)

▶ [地域力創造](#)

▶ [地域力創造](#)

▶ [地域力創造](#)

特定地域づくり事業協同組合制度

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業※を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援を行っています。

※ 特定地域づくり事業とは、マルチワーカー(季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事)に係る労働者派遣事業等を言います。

< 特定地域づくり事業協同組合制度って何？ ～制度編～ 自治体職員の方向け！ >



< 特定地域づくり事業協同組合制度って何？ ～組合編～ 一般の方向け！ >



特定地域づくり事業協同組合制度とは